

1月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてもいいですか。



*市民相談センターは、市役所榛原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。
相談時には、参考となる書類などを持参してください。
相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 1月10日(金)・24日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ

☎市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 1月17日(金)・31日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
☎相談ダイヤル ☎054(646)6055

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。

期日 1月11日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 1月17日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎054766575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 1月10日(金)・24日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

介護相談

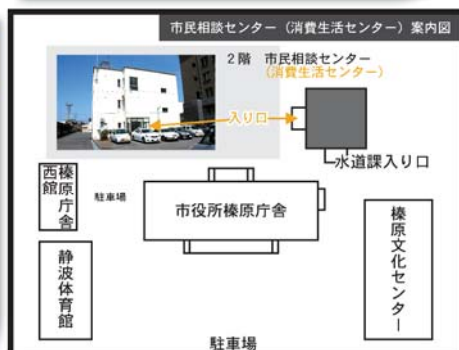
期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 榛原庁舎2階相談室

☎高齢者福祉課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 1月19日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
☎地域包括センターさがら ☎031900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

再配達を減らしましょう!

市では「COOL CHOICE」(賢い選択)に賛同し、地球温暖化対策への取り組みを進めています。
再配達は環境負荷の増加を招きます。そのため、みなさんができる限り1回で受け取ることで、再配達が削減され環境負荷が軽減されます。
今までのライフスタイルを少し見直し、エネルギーの節約に取り組みましょう。



皆さんも賛同ください。
詳しくは、

クールチョイスで検索

問い合わせ 環境課 永田 ☎032609

宅配便配達のおよそ2割が再配達

これを例えると、宅配便配達のドライバー

10人のうち 1人

が1日中再配達している計算になります。

また、再配達のトラックから排出される二酸化炭素量は

およそ 42 万トン

出典：宅配の再配達の削減に向けた受け取り方法の多様化の促進等に関する検討会 報告書



一人一人ができることを、一緒に取り組んでいきましょう

荷物の送り方、受け取り方

送る人

受け取る人



誰かに「送る」とき (送るときにできること)	①相手に事前に伝える ②相手の受け取りやすい日時を確認する
自分で注文した商品を配達してもらうとき (注文するときできること)	①受け取る時間帯を指定する(自分が受け取ることができる時間帯に届けてもらう) ②受け取る場所を指定する(あらかじめ受け取り場所を指定し、受け取る)
荷物を「受けとる」とき (受けとるときにできること)	①宅配事業者などの受け取りサービスを利用する(受け取り通知サービス) ②再配達で受け取る場所を指定する(営業所受け取り、コンビニ受け取り、宅配ロッカー受け取り)